

# 上尾市グリーン購入の推進に関する基本方針

令和 4年 8月 24日  
市長 決 裁

## 1 グリーン購入の意義・目的

地球温暖化問題をはじめ、資源の枯渇、大気汚染、廃棄物問題など、大きな環境問題に直面しています。これらの環境問題を解決するためには、大量生産、大量消費、大量廃棄型の社会システムを見直し、環境負荷の少ない持続的発展が可能な社会を構築することが不可欠です。

平成 13 年には、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成 12 年法律第 100 号。以下「グリーン購入法」という。）」が施行され、地方公共団体においても、環境に配慮した物品や役務の調達（以下「グリーン購入」という。）を推進するための方針を策定することが努力義務とされました。

上尾市においても、市内の一事業者として、市の事務事業により発生する温室効果ガスの排出抑制を目的とした「上尾市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」（以下「実行計画」という。）において、「グリーン購入の推進」に取り組むこととしています。

本基本方針は、グリーン購入法及び実行計画に基づき、上尾市がグリーン購入を総合的かつ計画的に推進し、市の業務活動に伴って発生する温室効果ガスの抑制を図るとともに、環境負荷の少ない持続可能な地域社会を形成することを目的として策定するものです。

## 2 適用範囲

本基本方針の適用範囲は、市が調達する全ての物品等を対象とします。

## 3 グリーン購入の推進に係る基本的な考え方

物品等の調達に当たっては、調達の必要性を十分に検討し、調達に支障のない範囲で、環境負荷の少ない物品等の調達に努めることとします。

- (1) 物品等の調達に当たっては、従来から考慮されてきた価格や品質などに加え、環境保全と環境負荷の低減の観点を考慮することとします。
- (2) 物品等の選定に当たっては、できる限り特定調達品目を調達することとします。
- (3) グリーン購入の推進を理由として、物品等の調達量に過度に増加をもたらすことのないよう配慮することとします。
- (4) 調達総量をできるだけ抑制するため、物品等の合理的使用に努めるようにします。

## 4 特定調達品目・調達方針

- (1) グリーン購入を実施するため、ガイドラインを策定します。特定調達品目及びその判断基準等については、ガイドラインで定めます。
- (2) 特定調達品目及びその判断基準等は、物品等の開発・普及の状況、科学的知見の充実等に応じて適宜見直しを行うものとします。
- (3) 物品等の調達に当たっては、ガイドラインで示す特定調達品目を選択することを原則とします。

## 5 グリーン購入の推進方法

- (1) 各所属の職員は、グリーン購入を推進するよう努めることとします。
- (2) 環境政策課の職員は、グリーン購入に関する情報について、積極的に情報交換を行い、各職場への情報提供に努めます。
- (3) 特定調達品目は、商品の発表状況等を勘案し、毎年度見直します。

6 グリーン購入調達実績の把握及び公表

- (1) 実行計画の推進体制を活用し、各所属の実施責任者を中心に毎年度購入実績を取りまとめて環境政策課へ報告することとします。
- (2) グリーン購入の実施状況等については、環境政策課が年度ごとに取りまとめホームページに公表します。

附 則

本基本方針は、令和4年10月1日から施行します。